

介護福祉士等修学資金貸付募集案内

◇趣旨

岐阜県社会福祉協議会では、介護福祉士又は社会福祉士(以下「介護福祉士等」といいます。)の養成校に在学し、介護福祉士等の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、介護福祉士等として介護保険施設等で介護等に従事する人材の養成確保を図ることを目的とします。

◇貸付対象

◎次の人が対象になります。

- ①岐阜県内の介護福祉士等養成校(以下「養成校」といいます。)に在学する人
- ②岐阜県内の出身者(岐阜県内に住所を有する者の子弟)で、県外の養成校に在学する人

上記のいずれか該当し、卒業後、岐阜県内の介護保険施設等で介護福祉士等として業務に従事しようとする人

※新規入学者を優先します。

※新規入学者以外の者については、主たる生計支持者の失職、病気、事故、廃業、死別又は離別、災害等により家計が急変した者に限ります。

※既に他の同種の修学資金の貸付けを受けている人は、原則として重複して貸付けを受けることができません。

※養成校については、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づく福祉関係の学校に限ります。

◇貸付条件

- ◎貸付限度額 月額 50,000 円 (年額 600,000 円)
入学準備金 200,000 円 (入学時)
就職準備金 200,000 円 (卒業時)

◎貸付利子 無利子

◎貸付期間 養成校の修学期間内

◎返還期間 原則として貸付けを受けた期間

◎返還方法 月賦又は半年賦若しくは一括払

◎貸付金の返還免除

養成校を卒業した日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、岐阜県内の介護保険施設等で、介護福祉士等として業務に従事し、原則として5年間(過疎地又は中高年離職者は3年間)引き続き従事した場合は、返還が免除になります。

◇募集期間 平成 23 年 4 月 1 日(金)～平成 23 年 5 月 31 日(火)必着

◇申込み手続き

貸付金のお申し込みは、養成校を經由して、岐阜県社会福祉協議会にご提出ください。

1. 申請者

養成校で修学するご本人が申請してください。

2. 連帯保証人

連帯保証人が1名必要です。

申請者が未成年の場合には、申請者の法定代理人でなければなりません。

3. 申込み方法

別紙の介護福祉士等修学資金貸付申請書(第1号様式)の表・裏両面に必要事項を記載、押印のうえ、必要書類を添えて、在学している養成校に提出してください。

4. 添付書類

申請書には次の書類を添付してください。

◎在学する介護福祉士等養成校の長の推薦書(第2号様式)

(推薦理由として、本人の経済状況・家庭状況・卒業後の進路希望等を記載したもの)

◎誓約書(第4号様式)

◎履歴書(市販の様式で可、写真は不要)

◎在学証明書(学科・コース等を明記すること)

◎住民票

◎成績証明書(卒業した高等学校又は短期大学等の成績証明書その他これに準ずる証明書)

◎健康診断書(1か月以内に保健所又は病院等において検査を受けたもの…養成校・職場において健康診断が実施された場合は、その写しでも可。ただし、3ヶ月以内に実施されたものに限る)

基本的な検査項目…計測(身長、体重BMI)、視力・聴力検査、医師の診察(胸部聴診、腹部触診)、血圧測定、尿検査、胸部レントゲン検査

5. 貸付の決定

申請書類により審査を実施し、貸付けを決定した場合に決定通知書を送付します。

6. 誓約書・借用証書

貸付けが決定しましたら、借用証書を提出していただきます。

7. 貸付金の交付

貸付決定した修学資金は4月、10月に分割して交付します。

ただし、貸付け1年目については、貸付決定が6月となるため、7月に交付する予定です。

また、貸付期間は、4月1日からの貸付けとして取扱うとともに、入学準備金は入学年度の7月に、就職準備金は卒業年度の10月に一括交付します。

※注意 ・介護福祉士等修学資金貸付けについての詳細は、「岐阜県介護福祉士等修学資金貸付のしおり」を掲載しますので、ご確認ください。

・申請書等の記載を訂正する場合は、修正ペンを使用せずに訂正印を押して訂正して下さい。

・申請書等はコピーをとり大切に保管してください。

<お問い合わせ先> 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館内

TEL 058-273-1111(内線 2538)